



特別養護老人ホーム アンプル宝町 利用料金表



介護サービス費 (1単位=10.9円)		負担限度額	食費(日額)	居住費(日額)	31日あたりの合計		
					1割負担	2割負担	3割負担
要介護1 670単位	+各種加算 (詳細は裏面を ご覧ください)	第1段階	300円	880円	65,828円	/	/
		第2段階	390円	880円	68,618円		
		第3段階(1)	650円	1,370円	91,868円		
		第3段階(2)	1,360円	1,370円	113,878円		
		第4段階	1,800円	2,700円	168,748円	197,996円	227,244円
要介護2 740単位		第1段階	300円	880円	68,525円	/	/
		第2段階	390円	880円	71,315円		
		第3段階(1)	650円	1,370円	94,565円		
		第3段階(2)	1,360円	1,370円	116,575円		
		第4段階	1,800円	2,700円	171,445円	203,389円	235,334円
要介護3 815単位		第1段階	300円	880円	71,414円	/	/
		第2段階	390円	880円	74,204円		
		第3段階(1)	650円	1,370円	97,454円		
		第3段階(2)	1,360円	1,370円	119,464円		
		第4段階	1,800円	2,700円	174,334円	209,168円	244,003円
要介護4 886単位		第1段階	300円	880円	74,149円	/	/
		第2段階	390円	880円	76,939円		
		第3段階(1)	650円	1,370円	100,189円		
		第3段階(2)	1,360円	1,370円	122,199円		
		第4段階	1,800円	2,700円	177,069円	214,638円	252,207円
要介護5 955単位		第1段階	300円	880円	74,149円	/	/
		第2段階	390円	880円	79,596円		
		第3段階(1)	650円	1,370円	102,846円		
		第3段階(2)	1,360円	1,370円	124,856円		
		第4段階	1,800円	2,700円	179,726円	219,953円	260,179円
持ち込み家電代	1台50円/日	対象家電製品	・テレビ ・冷蔵庫 ・加湿空気清浄機 ・酸素濃縮装置				

※表示の金額は目安となります。端数の計算や加算の有無により増減する場合がございます。また、法令改正や経済情勢によって料金変更となる場合がございます。

※食費は朝・昼・夕のどれか一食以上を提供した場合に、一日分を計上します。

※第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市区町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

加算項目		単位数	算定単位
看護体制加算Ⅰ口	常勤の看護師を1名以上配置している。	4単位	1日あたり
看護体制加算Ⅱ口	看護師を定められた基準以上配置し、施設又は病院などの看護職員による24時間の連絡体制を確保している。	8単位	
夜勤職員配置加算Ⅱ口	夜勤を行う介護・看護職員を、最低基準を上回って配置している。	18単位	
個別機能訓練加算Ⅰ	常勤かつ専従の理学療法士等の配置など定められた要件を満たし、計画書を元に利用者に合わせて個別機能訓練をおこなっている。	12単位	
初期加算	入所直後は施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所した日から起算して30日間、または30日を超える長期入院の退院後30日間に算定する。	30単位	
日常生活継続支援加算Ⅱ	重度の要介護者の入居を受け入れており、かつ介護福祉士の資格を持った職員を基準以上配置している。	46単位	
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅰを算定している方について訓練計画の内容を厚労省に提出している。	20単位	1月あたり
口腔衛生管理加算Ⅰ	口腔ケア・マネジメントに係る助言や指導を歯科医師等から受けて、ケアの質を向上させる体制を整えている。	90単位	
口腔衛生管理加算Ⅱ	上記加算Ⅰの要件に加え、管理に係る計画の内容などの情報を厚労省に提出している。	110単位	
排せつ支援加算Ⅰ	排泄に介護を要する方の要介護状態の軽減の見込みについて、一定の時期の評価・支援計画を作成している。	10単位	
ADL維持等加算Ⅱ	ADL値を測定し、利得を平均して得た値が2以上である。	60単位	
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡の発生リスクについて3か月に1回以上の評価、計画書の作成・見直しを実施し、褥瘡の発生のないこと。	13単位	
処遇改善加算Ⅰ	総単位数の140/1000を加算する。		
科学的介護推進体制加算Ⅰ	利用者の心身の状況などに係る基本的な情報を厚労省に提出し、適切なサービス提供、施設サービス計画の見直しに活用している。	40単位	
外泊時費用	外泊・入院初日と最終日を除いた、外泊・入院中に算定する。 (月に6日を限度、月をまたいで連続して外泊・入院された場合は最長12日間)	246単位	1日あたり
看取り介護加算Ⅰ1	看取りケアを行った場合、亡くなった日からさかのぼって45日前～31日前まで算定する。	72単位	
看取り介護加算Ⅰ2	看取りケアを行った場合、亡くなった日からさかのぼって30日前～4日前まで算定する。	144単位	
看取り介護加算Ⅰ3	看取りケアを行った場合、亡くなった日の前日及び前々日に算定する。	680単位	
看取り介護加算Ⅰ4	看取りケアを行った場合、亡くなった当日に算定する。	1,280単位	
安全対策体制加算	施設基準に適合し、知事に届け出た施設に対し入所初日に限り加算する。	20単位	